



Q 孫を養子にする場合、何か考慮しておくことはありますか？



A 養子縁組の基本知識と相続での税のこと、それ以外の注意点を整理しておきましょう。

すでにご存知と思いますが、養子縁組には、①普通養子縁組と②特別養子縁組の2つがあります。②特別養子縁組は、特別な状況で保護のためにされるもので、今回は①普通養子縁組を前提とします。「自己または配偶者の直系卑属を養子とする場合」には、家庭裁判所の許可は不要です。お孫さんが15歳未満のときは、法定代理人（通常はお孫さんの親）が本人に代わって養子縁組の承諾ができます。

民法では養子縁組の人数に制限はありませんが、租税法上、被相続人に実子がいる場合は孫養子は1人まで、被相続人に実子がいない場合は孫養子は2人まで、という人数制限があります。今回の場合は、孫養子を1人

として話をすすめていきます。

最大のメリットは相続税が減ることです。一般的には次の4つになります。①相続税の基礎控除額が増える、②生命保険金の非課税限度額が増える、③死亡退職金の非課税限度額が増える、④相続税の累進税率を緩和できる。紙面の都合上、基本的な①と②をご説明しておきます。

養子縁組すると「子どもが1人増えた」と同じ効果があり、①相続税の基礎控除額が増えるとは、基礎控除額が1人分、600万円増えることになります。②生命保険金の非課税限度額が増えるとは、生命保険金の非課税限度額が1人分、500万円増えることになります。

注意しておくことは、養子の相続税は2割加算となるという点です。結果的に相続税の合計額が増える可能性もあります。

加えて、租税回避（脱税行為）のみを目的とした養子縁組は、税務調査で否認される可能性もあります。法定相続人の数に含められない場合は、相続税を追加で払わなければなりません。

養子縁組は、養子離縁届を提出すれば、解消できますが、相続争いで養子に合意してもらえずに裁判で争うこともあることを留意しておきましょう。

先々に起こり得る事態によって、相続がどうなるのか、さらに専門家にご相談されることをおすすめします。

（行政書士兼FP 高田 哲朗）

定期的に遺言相続セミナーを市民センター等で開催。希望者の方には無料相続相談会も開催しています。日時、内容等、下記の事務所にお問合せ下さい！



ご予約、ご質問、お気軽にお近くの行政書士事務所へお電話ください。

野田市山崎
行政書士 飯田法務経営事務所
行政書士 **飯田 利治**
〒278-0022
野田市山崎 2635-7
H・MレジデンスA棟 315
電話：050-3748-0168
FAX：050-3588-8093
<https://tiida168.jimdofree.com>

松戸市大谷口
行政書士半田事務所
行政書士 **半田 直子**
〒270-0005
松戸市大谷口 265-1-409
電話：047-705-9088
FAX：047-705-9088
<https://handa-office.jimdofree.com>

松戸市馬橋
たかた行政書士事務所
行政書士 **高田 哲朗**
〒271-0051
松戸市馬橋 2422-1
ジュンパレス 305
電話：050-3743-5844
FAX：050-3457-7090
<https://office-takata.jp>

Q 財産分けの話になり、実家の家と土地の評価額が分からずに困っています？



A 目安として、市区町村にて「固定資産評価証明書」を取得することがお勧めです。

相続財産の中にご実家があり、その評価方法が分からず悩まれているのですね。

遺産分割の不動産の評価方法には決まりがなく、相続人の全員が納得する方法で構いません。(※相続税を申告する為の評価方法は、税理士等への相談が必要)

しかし、土地は「一物五価」とも言われ、①固定資産税評価額②路線価(相続税路線価)③基準価格④公示価格⑤実勢価格(時価)と複数の評価方法があり、どの方法を採用するのかわからず相続人間で意見が分かれることが多いのも事実です。

その理由は、不動産を相続する人と相続しない人がいる場合には、評価方法の違いにより不公平が生じるからです。

その具体的な理由は、不動産を相続す

る相続人は、不動産の評価額を低くすればする程、不動産以外の現金等の財産を多く相続できるので、評価額が一番低くなる①固定資産税評価額で評価したいと考え、不動産を相続しない相続人は、不動産の評価額を高くすればする程、現金等の財産を多く相続できるので、評価額の一番高くなる⑤実勢価格(時価)で評価したいと考えるからです。

但し、⑤実勢価格(時価)での評価額は、①固定資産税評価額とは違い、確定した指標がありません。その為、評価額を調べるためには、不動産鑑定士に依頼し評価額を算出する、若しくは、不動産業者に依頼し近隣相場から算出する、この二つの方法から選ぶ必要があります。

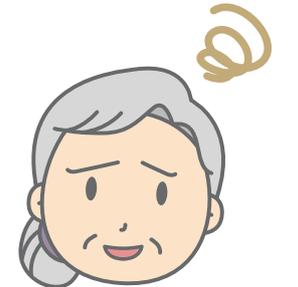
前者は、一定の費用がかかるので利用される方は多くはありません。後者は、不動産業者毎に評価額が異なることが珍しくはないので、複数の不動産業者に評価額の算出を依頼する必要があります。その後、算出された複数の評価額を基にして相続人間の話し合いにより、採用する評価額を決めることが必要になります。

もし、不動産の評価方法や評価額で相続人間の意見がまとまらない場合には、裁判所の遺産分割調停や審判にて解決を目指すことになります。

相続での不動産の手続きを円滑に進めるためには、お早目に行政書士等の専門家に相談されることがお勧めです。

(行政書士兼FP 飯田 利治)

Q 姪はいるのですが一緒に暮らす姉も、私も子がおらず、相続が心配です。



A 財産を明らかにした上で、公正証書・家族信託など、いくつかの対策が考えられます。

相続開始後、遺された方々は、亡くなられた方がどんな財産を持っていたのかわからないことが多いので、一般的には、財産目録を作成したり、身の回りの物(通帳や登記簿等)を整理しておくことが大切です。更に、デジタル遺産や海外資産などあれば、これらにも注意が必要です。また、お墓の管理などはどうするのかも考えておくべきことでしょう。

お尋ねの場合、最終的には姪御さんがお二人の財産を相続されることになる可能性もあります。そのため、姪御さんを含む三人で今後のことを話し合うことが大切と思われます。

また、姪御さんとの関係が良好でお

二人のことを気にかけておられるなら、①財産管理の委任契約、②任意後見契約、を公正証書として残しておく方法があります。①は入院やけがなどで体の動きが十分でないとき、②は判断能力が低下したときの財産管理と心身保護のための事務(療養看護)について作成するものです。姪御さんを受託者とした「家族信託契約」を組み合わせ、身上監護は行えませんが、財産管理をしてもらい、姪御さんに財産を遺すという方法もあります。ただ、これらの場合、姪御さんの義務や負担が重くなるのでアドバイザーとして専門家を付けることが望まれます。

反対に、姪御さんとは疎遠で先々の

ことを頼むことは難しいとか、財産を相続させるつもりはないとお考えの場合は、兄弟姉妹やその代襲相続人(姪)に遺留分請求権はありませんので、お世話になった方や自分の想いに近い団体に全財産を遺贈する等、残された財産の使い道をご自身で決めるための公正証書遺言を作成することもできます。ただ、遺贈の場合には、事前にその相手方と打ち合わせておくことが必要です。

お気持ちを軽くするためにも、早めに専門家にご相談されることをお勧めします。

(行政書士 半田 直子)